

平成 24 年度 第 1 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

1 開会

2 新任委員および幹事の紹介

3 保健福祉部長挨拶

4 報告

- ・ 24 年度制度改正に係る区の動き
- ・ 保健福祉計画策定について
- ・ 災害時要援護者対策について
- ・ 第 1 回杉並区地域自立支援協議会について

5 議題

「障害者福祉推進協議会と自立支援協議会の役割と連携について」

- ・ 自立支援協議会、障害者福祉推進協議会それぞれの活動報告
- ・ 障害者虐待防止対策への取り組みについて

6 その他

- ・ 次回 日程等

【配布資料】

- 資料 1 - 1 「整備法」の概要について
- 資料 1 - 2 ハート購入法の概要
- 資料 2 保健福祉計画改訂スケジュール
- 資料 3 災害時要援護者の福祉救護対策の拡充について
- 資料 4 平成 24 年度 杉並区地域自立支援協議会の今年度の取り組みについて
- 資料 5 - 1 杉並区障害福祉推進協議会設置要綱
- 資料 5 - 2 杉並区障害福祉推進協議会と地域自立支援協議会のイメージ図
- 資料 6 杉並区の障害者虐待防止に向けた取り組みについて

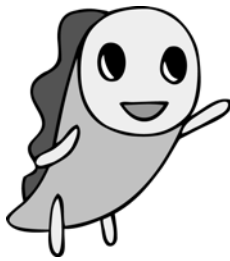
平成24年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿

No.	委員氏名	団体名等	備考
1	助川 征雄	聖学院大学	学識経験者
2	伊東 秀幸	田園調布学園大学	
3	山田 志保子	杉並区社会福祉協議会	社会福祉団体の代表
4	笠原 克信	杉並区民生委員児童委員協議会	
5	斎藤 敬子	杉並区商店会連合会	地域団体の代表
6	西川 道雄	杉並区町会連合会	
7	高橋 博	杉並区障害者団体連合会	障害者団体の代表
8	丸山 千鶴	杉並区知的障害者育成会	
9	山本 裕子	杉並家族会	
10	西山 春子	杉並区視覚障害者福祉協会	
11	鈴木 道夫	杉並区聴覚障害者協会	
12	杉原 千鶴子	杉並区肢体不自由児者父母の会	
13	窪田 茂比古	杉並区医師会	保健・医療関係者
14	石黒 雅浩	東京都立中部総合精神保健福祉センター	
15	松浦 隆太郎	杉並区立済美養護学校	教育関係者
16	大和田 耕平	東京都立永福学園	
17	平澤 和夫	新宿公共職業安定所	就労関係者
18	土屋 義雄	杉並区障害者雇用支援事業団	
19	佐藤 弘美	杉並障害者自立生活支援センターすだち	相談支援及び サービス事業者の代表
20	阿久津 庄司	あけぼの作業所	
21	高橋 利明	杉並区成年後見センター	権利擁護関係者
22	鈴木 香奈子	東京都杉並児童相談所	関係行政機関
23	板垣 和浩	警視庁荻窪警察署	

No.	幹事氏名	役職
1	長田 斎	保健福祉部長
2	高橋 幸生	保健福祉部管理課長
3	武井 浩司	保健福祉部障害者施策課長
4	塩畑 まどか	保健福祉部障害者生活支援課長
5	山崎 佳子	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
6	田部井 伸子	保健福祉部高齢者施策課長
7	坂野 昌司	杉並保健所保健予防課長
8	伊藤 宗敏	保健福祉部児童青少年課長

「整備法」の概要について

～障害者自立支援法及び
児童福祉法の改正を中心に～



杉並区 保健福祉部
障害者施策課

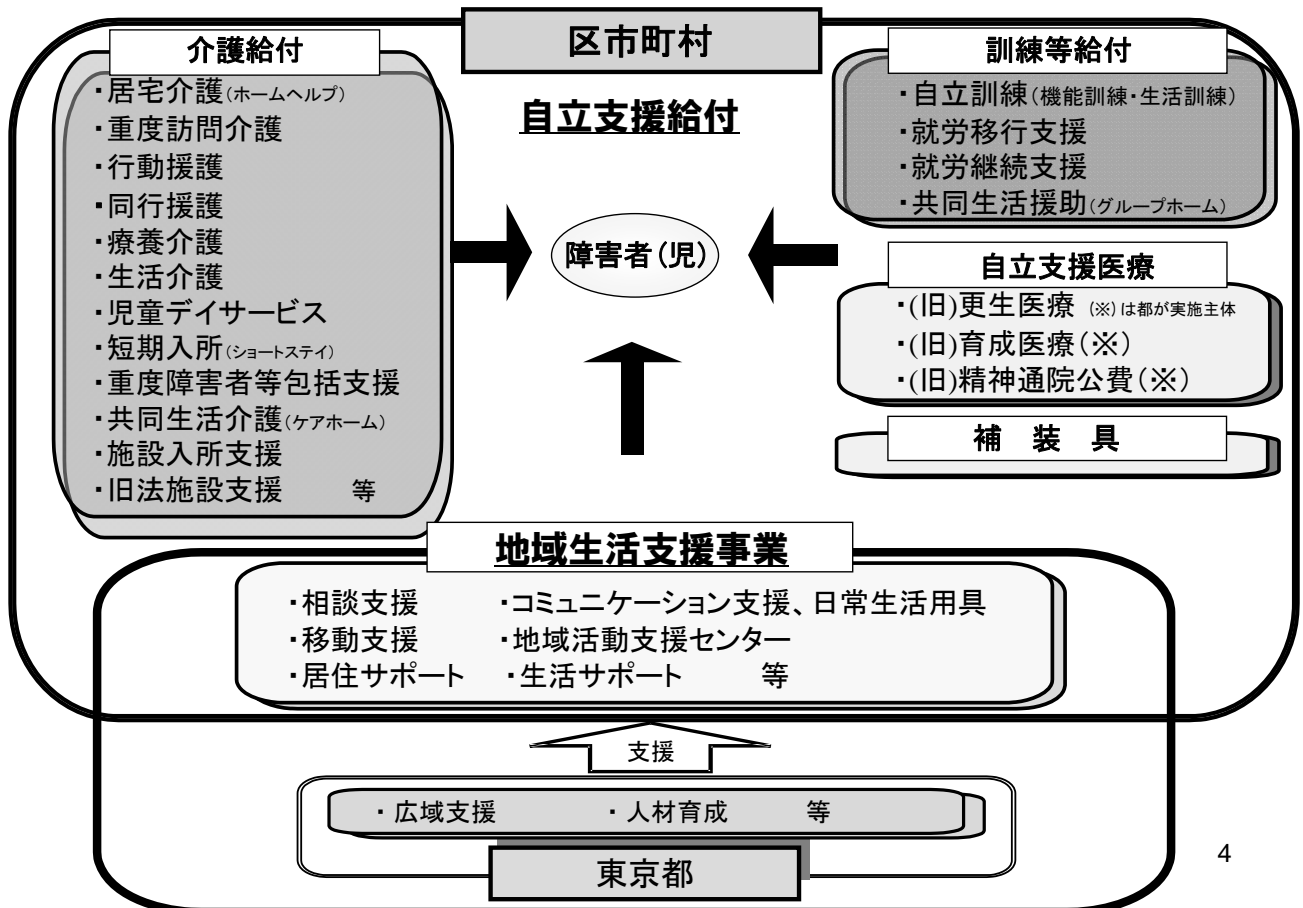
平成23年度までの制度（概要）

障害者自立支援法 これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策
- 平成19年12月 : 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
- 平成21年 9月 : 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
- 平成22年 1月 : 厚生労働省と自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意
- 平成22年 4月 : 低所得者の障害福祉サービス・補装具に係る利用者負担を無料化
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
- 平成22年 6月 : 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」
- 平成22年12月 : 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(整備法) 可決成立
- 平成23年10月 : 「整備法」一部施行(同行援護、グループホームの家賃助成)
- 平成24年 4月 : 「整備法」施行(相談支援の充実、障害児支援の強化)

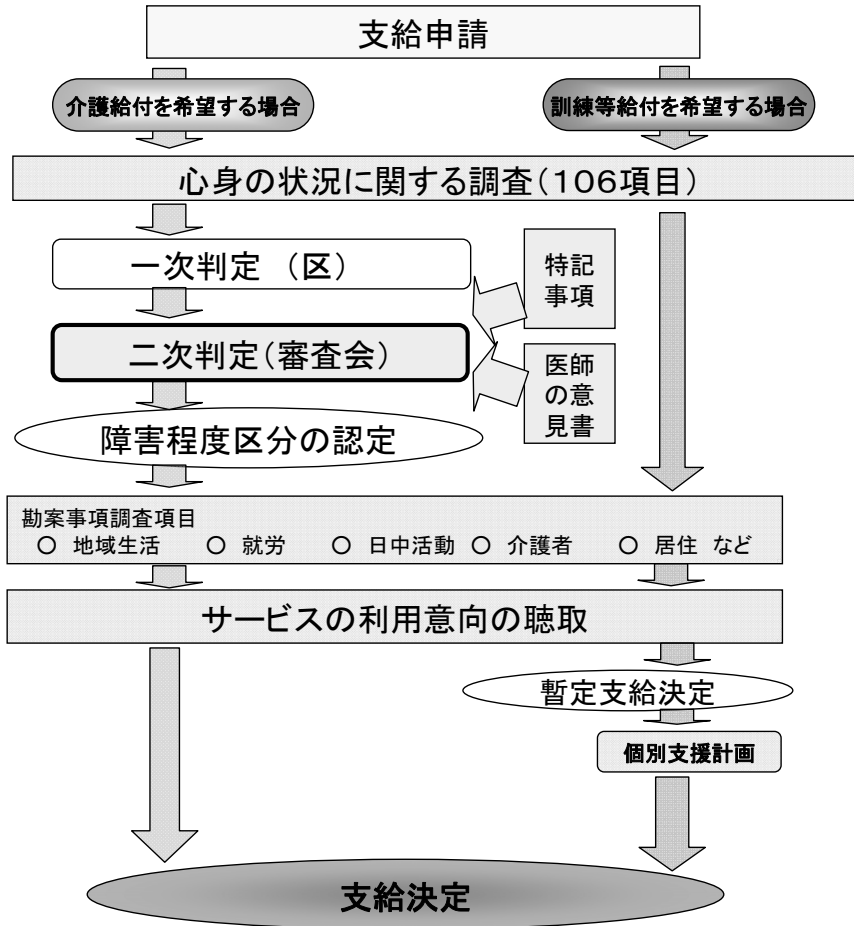
自立支援給付と地域生活支援事業

平成23年度まで



障害福祉サービス利用の流れ(18歳以上の場合)

平成23年度まで



5

世帯区分と負担上限月額表(児童・在宅の場合)

平成23年度まで

区分		負担上限月額
区民税課税世帯	一般2 (下記の課税世帯に該当しない方)	37,200 円
	一般1 (区民税所得割28万円未満の世帯)	4,600 円
区民税非課税世帯		0 円
生活保護受給世帯		0 円

※ 児童の場合の世帯の範囲について・・・保護者の属する住民基本台帳上の世帯になります。

世帯区分と負担上限月額表(18歳以上・在宅の場合)

区分		負担上限月額
区民税課税世帯	一般2 (下記の課税世帯に該当しない方)	37,200 円
	一般1 (区民税所得割16万円未満の世帯)	9,300 円
区民税非課税世帯		0 円
生活保護受給世帯		0 円

※ 18歳以上の場合の世帯の範囲について・・・障害者本人およびその配偶者の所得で判断します。

6

「整備法」の概要について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）

7

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活を支援するための法改正であることを明記。

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化
(市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し(18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見利用支援事業の必須事業への格上げ
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6):公布日施行
(2)(4)(5):平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日)から施行

8

1. すでに施行された内容

障害者の範囲の見直し（22.12.10～）

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、**発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。**

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設（23.10.1～）

→ **グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設**（居住に要する費用の助成。上限1万円／月）。

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化（23.10.1～）

→ **重度の視覚障害者の移動支援について、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。**

9

2. 平成24年4月1日施行の内容

1. 利用者負担の見直し

2. 障害児支援の強化

3. 相談支援の充実

4. 地域における自立した生活のための支援の充実

- 成年後見利用支援事業の必須事業への格上げ
- 事業者の業務管理体制の整備
- 精神科救急医療体制の整備等

10

1. 利用者負担の見直し

(施行期日)
平成24年4月1日施行

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ **法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。**
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。

※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ **高額障害福祉サービス費について補装具と合算**することで、利用者の負担を軽減。

11

2. 障害児支援の強化

(施行期日)
平成24年4月1日施行

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

→ 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の**障害児施設(通所・入所)について一元化**。

→ 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、**通所サービスについては市町村を実施主体**とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

→ 学齢期における支援の充実のため、「**放課後等デイサービス事業**」を創設。

(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

→ 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「**保育所等訪問支援**」を創設。

12

在園期間の延長措置の見直し

(現状) 障害児施設に入所した障害児について、引き続き入所による支援を受けなければ福祉を損なうおそれがある場合は、18歳以降も入所可能。また、重症心身障害児施設の場合は、18歳以上の新規入所も可能(障害児施設給付費を支給)。

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

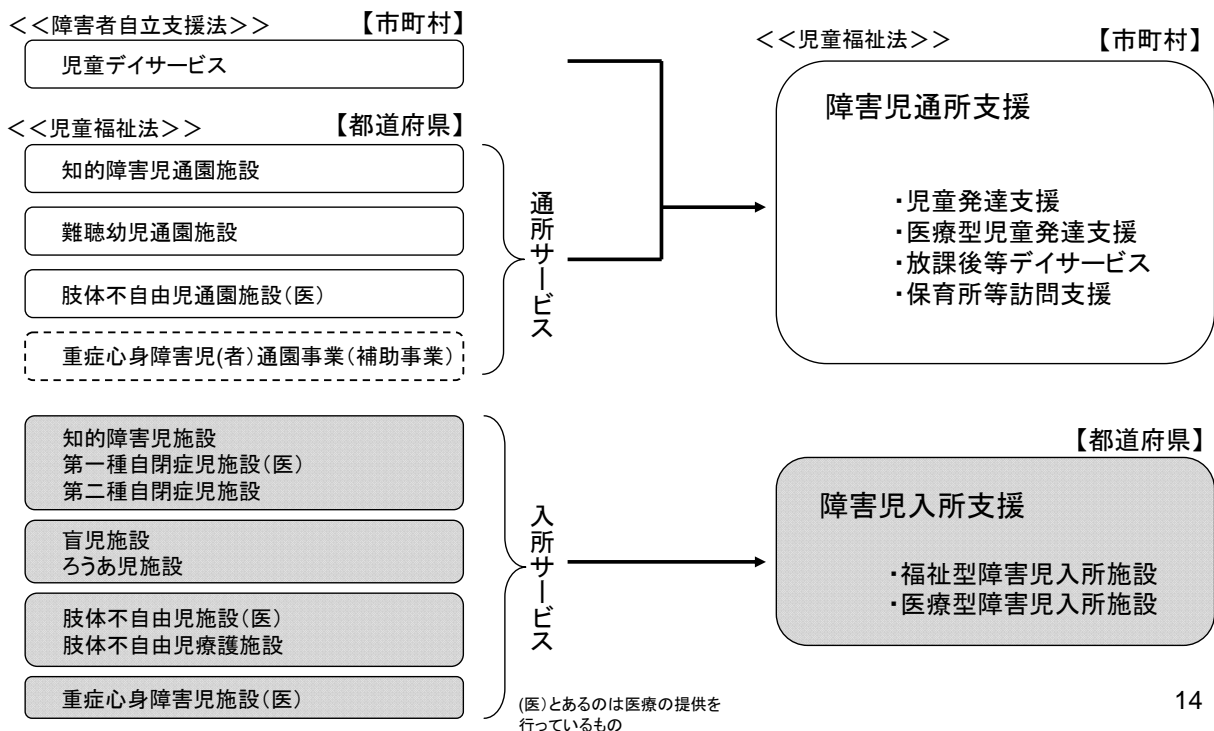
→ **18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。**

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

13

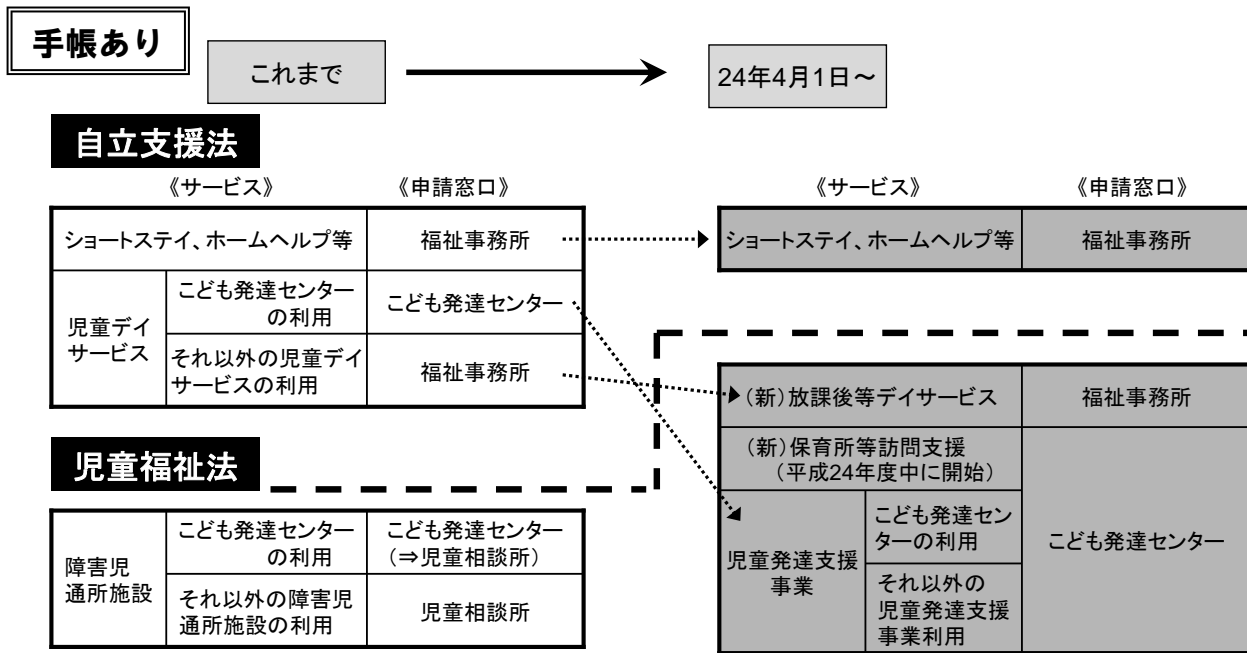
障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



14

杉並区での障害児サービス(障害者自立支援法・児童福祉法)の申請窓口について



手帳なし

障害者手帳を所持しない児童(発達障害児)に関しては、平成23年度中より、こども発達センターにおいて相談～申請対応まで行っています。

放課後等デイサービスについて

○ 事業の概要

・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園・大学を除く)に就学している障害児
 ※障害児の定義は児童発達支援と同じ(手帳の有無は問わず、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象)
 (引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することができる。)

○ 定員

10人以上
 ※児童デイからの移行を考慮

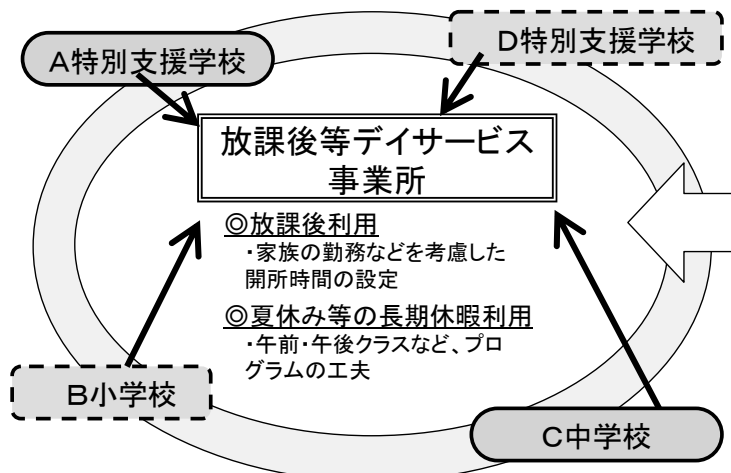
○ 提供するサービス

学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

・多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供

- ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ②創作的活動、作業活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

・学校との連携・協働による支援
 (本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)



保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

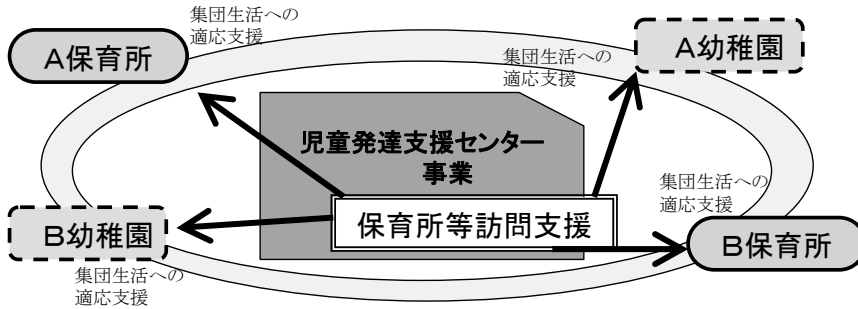
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業やスタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。

- ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
- ② 訪問先施設のスタッフに対する支援

- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

17

3. 相談支援の充実

相談支援体制の強化

(施行期日)
平成24年4月1日施行

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとにとり組状況に差がある。また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため **中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。**

→ **自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。**

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況85%。(平成22年4月)

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前に **サービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とする**よう見直し。

→ サービス利用計画作成の対象者を **大幅に拡大。**

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3,413人(平成22年4月)。

18

障害者制度改革の状況について

- 障がい者制度改革推進本部の設置
(平成21年12月)
- 障がい者制度改革推進会議での検討
⇒障害者基本法の改正(平成23年7月成立)
- 総合福祉部会での検討
⇒障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(いわゆる「骨格提言」)(平成23年8月)
⇒障害者自立支援法に代わる新たな法案(障害者総合支援法案)が通常国会で現在審議中
- 差別禁止部会での検討
⇒障害者差別禁止法の制定にむけた議論が継続

19

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

(平成24年3月13日閣議決定)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)

20

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案の概要

1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

（1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

（2）検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

（3）税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

平成24年7月5日 第1回障害者福祉推進協議会

資料1-3

1. 趣旨

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

保健福祉計画スケジュール表

平成24年7月5日
第1回 障害者福祉推進協議会 資料2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健福祉計画 (総合計画・実行計画等の反映)	政調 経営会議	素案作成	(総合計画・実行計画に基づく)			政調 経営会議 議会報告	パブコメ 区民 関係団体 説明	意見踏ま え、修正 来年度 予算反映	最終調整	予算査定	議会報告 計画決定	
新たな課題への対応 ・こども分野 ・健康分野 ・高齢者分野 ・障害者分野 ・地域福祉分野			(課題ごとの検討)							可能な範 囲で反映		
障害者計画 第3期障害福祉計画 (保健福祉計画の障 害者分野、一部こども 分野の抜粋版として 作成)		素案作成	(総合計画・実行計画に基づく)	(障害者分野・一部こども分野)		政調 経営会議 議会報告	パブコメ 区民 関係団体 説明	意見踏ま え、修正 来年度 予算反映	最終調整	予算査定	議会報告 計画決定	

災害時要援護者の福祉救護対策の拡充について

○ 災害時要援護者対策協議会の設置について

1 設置趣旨

災害時における要援護者の安否確認や救護支援活動等の構築に向けて、各震災救援所と、障害者施設の関係者や団体、介護保険事業者、その他関係団体による、「災害時要援護者対策協議会」を設置し、一層の協働連携を図る。

2 協議事項

- (1) 震災救援所等における救護支援活動に関すること。
- (2) 区民及び事業者等との協働による支援体制の連携推進に関すること。
- (3) その他、災害時要援護者に対する福祉救護等について必要と認められること。

3 協議会構成団体等（調整中）

・地域関係団体

震災救援所運営連絡会、防災市民組織、町会連合会、商店会連合会

・高齢者関係団体

居宅介護支援事業者協議会、訪問介護事業者協議会、訪問看護ステーション連絡会、通所介護事業者連絡会、地域包括支援センター

・障害者団体関係

障害者団体連合会 障害者通所施設 障害者相談支援事業所

・福祉関係団体

民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、福祉救援所

・行政関係

消防署、警察署

4 第一回協議会

平成24年7月25日（水）

平成 24 年度 杉並区地域自立支援協議会の今年度の取り組みについて

1 第 1 回杉並区地域自立支援協議会（6 月 15 日）の概要報告

- (1) 自立支援協議会が法定化（障害者自立支援法第 89 条の 2）されたことに伴い、位置づけの確認。
- (2) 平成 23 年度の課題の確認と今年度の取り組みについて検討。
＜平成 23 年度で出された課題＞
 - ・ シンポジウムで自立支援協議会から区民に発信していくことが必要
 - ・ 虐待防止のシステムの構築と相談支援部会の役割
 - ・ 相談支援体制の充実（虐待防止の視点、地域移行・定着支援の視点）
 - ・ 就労問題の課題検討
 - ・ 障害当事者の参加
 - ・ その他
- (3) 障害者虐待防止法の施行に伴う杉並区の取り組みについて説明及び意見交換。

2 今年度の予定

(1) 平成 24 年度の部会の取り組み

①相談支援部会（年間 5 回予定）

＜今年度の活動目標＞

- ・ 障害者虐待防止法施行に伴い、事例検討を通して相談支援の質の向上を目指す。

＜内容＞

- ・ 委員を 3 グループに分け、「虐待や権利侵害」の事例を持ち寄り、支援のあり方について共有する。3 回の事例検討会を行い、スーパーバイザーから助言を得る。

② 地域移行促進部会（年間 3 回予定）

＜今年度の活動目標＞

- ・ 新しい相談支援の形である「地域移行、地域定着支援」についてあり方を区に提言する。

＜内容＞

- ・ 退院促進と施設からの移行や在宅で支えてきた事例を検証し、地域移行・定着支援の課題を整理して「杉並区で行うべき地域移行・地域定着支援」について検討する。

(2) 24 年度 第 2・3 回の自立支援協議会の取り組み

＜第 2 回＞（10 月末ごろ）

- ①地域移行促進部会から「地域移行・地域定着支援」についての提案と検討
- ②サービス利用計画の作成評価
- ③保健福祉計画（案）への意見

＜第 3 回＞（3 月ごろ）

- ①相談支援部会から虐待を含む困難事例の検討内容について報告
- ②第 3 期のまとめと第 4 期の自立支援協議会についての話し合い。

＜シンポジウム＞（2 月）

- ・ 自立支援協議会の活動報告や課題の発信としてシンポジウムを行う。
- ・ 実行委員会形式で準備を進める。

杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱

平成19年3月29日

杉並第86214号

改正 平成19年5月8日杉並第9107号

(設置)

第1条 障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図るため、杉並区障害者福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること。
- (3) 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること。
- (4) その他障害者福祉の推進に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員23名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 社会福祉団体の代表 2人以内
- (3) 地域団体の代表 2人以内
- (4) 障害者団体の代表 6人以内
- (5) 保健・医療関係者 2人以内
- (6) 教育関係者 2人以内
- (7) 就労関係者 2人以内
- (8) 相談支援及びサービス事業者の代表 2人以内
- (9) 権利擁護関係者 1人
- (10) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。

(専門部会の設置)

第7条 協議会を効率的に運営するため、必要があるときは、専門部会を置くことができるものとする。

2 専門部会は、協議会が指定する事項について、調査研究を行い、協議会に報告する。

3 専門部会の構成員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課及び障害者生活支援課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

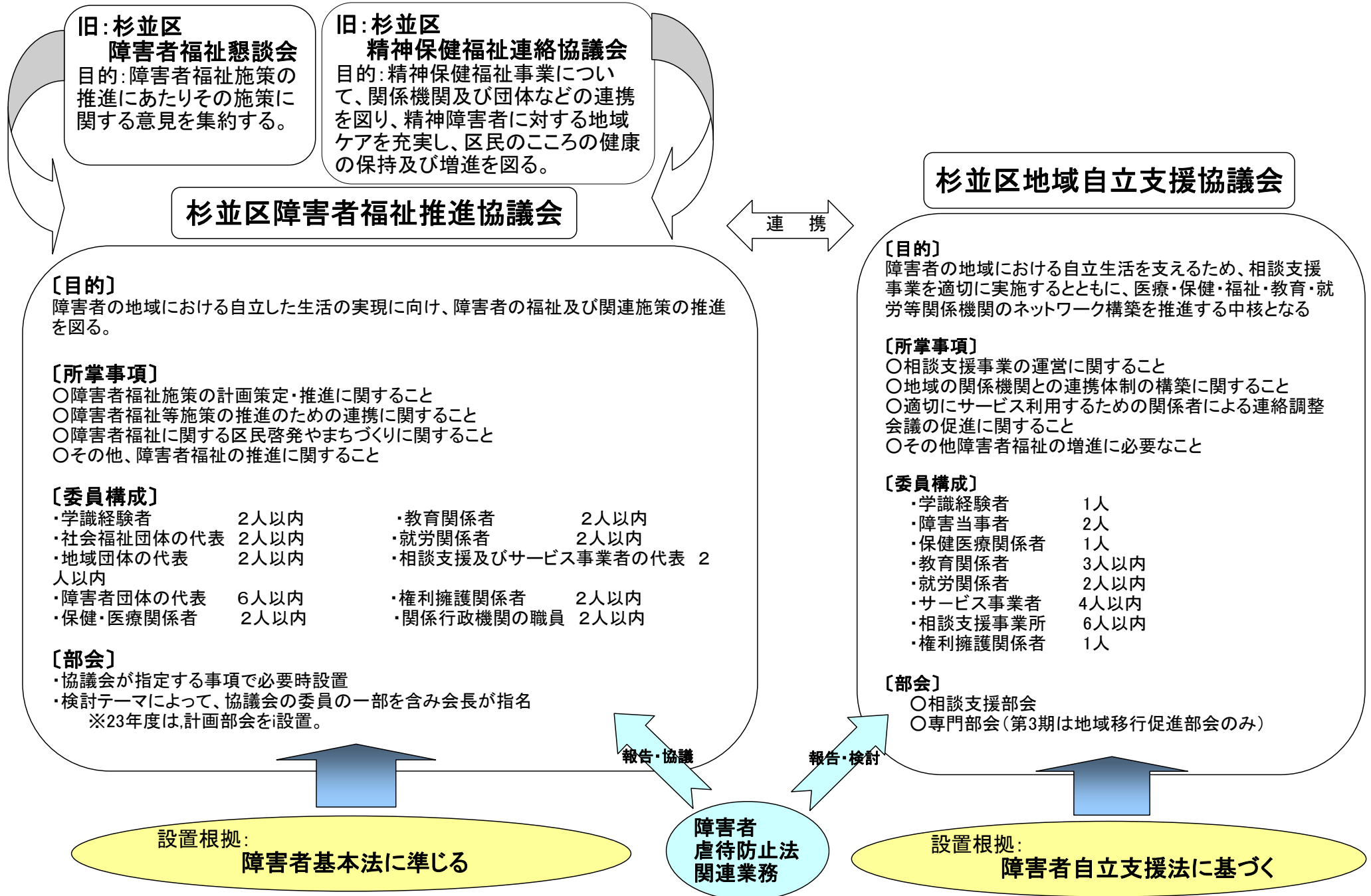
2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 杉並区障害者福祉懇談会設置要綱(昭和61年5月28日杉厚障発第136号)及び杉並区精神保健福祉連絡協議会設置要綱(平成9年6月20日杉衛地発第34号)は、廃止する。

附 則(平成19年5月8日杉並第9107号)

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

＜杉並区障害者福祉推進協議会と地域自立支援協議会設置イメージ図＞



杉並区の障害者虐待防止に向けた取組みについて

1. 障害者虐待防止法施行(10月)に向けた準備、事業の実施
 - (1) 対応マニュアルの作成
 - 相談支援事業所から意見を聴き作成中(6月中に作成予定)
 - (2) 事業者向け研修会
 - 8月、10～11月に実施予定(障害者生活支援課と共催)
 - (3) 対応窓口の設置
 - 専用窓口・専用直通電話の設置(区役所 障害者施策課内に設置)
 - 通報・届出があった事例についてのケース検討会議実施(年度の後半)
 - (4) 広報への掲載
 - 広報すぎなみ 9/21号の1面に障害者虐待防止に関する記事を掲載予定
 - (5) 区民向け講演会
 - 10月18日(木) 13:30～15:30 場所: あんさんぶる荻窪
 - 講師: そえじま法律事務所 副島洋明氏(弁護士)
 - (6) 啓発グッズ・チラシ配布など
 - 10月の法施行に向けて周知を図る方法を検討中
 - (7) 自立支援協議会との連携
 - ・対応マニュアルの作成、意見聴取
 - ・自立支援協議会(年3回)での論議、シンポジウムの実施等
 - ・相談支援部会での事例検討
 - (8) 障害者福祉推進協議会での協議
 - ・取組みに対する意見聴取
 - ・実施状況報告、評価など
 - (9) 児童・高齢者虐待部署との連携
 - (10) その他

会 議 記 録

会議名称		平成24年度 第1回障害者福祉推進協議会
日時		平成24年7月5日(火) 午後2時から午後3時50分
場所		区役所西棟6階 第4会議室
出席者	委員	(敬称略) 助川・伊東・山田・斎藤・西川・高橋(博)・丸山・山本・西山・鈴木(道)・杉原・窪田・石黒・松浦・大和田・平澤・土屋・佐藤・阿久津・高橋(利)・板垣 (欠席) 笠原・鈴木(香)
	幹事	長田保健福祉部長・高橋管理課長・武井障害者施策課長・塩畑障害者生活支援課長・山崎福祉事務所高井戸事務所担当課長・田部井高齢者施策課長・坂野保健予防課長・伊藤児童青少年課長
	事務局	障害者施策課(井出・渡邊・池田・本館) 障害者生活支援課(落合・星野) 保健予防課(大熊)
配布資料		<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料1-1 「整備法」の概要について ○ 資料1-2 ハート購入法の概要 ○ 資料1-3 障害者総合支援法の概要 ○ 資料2 保健福祉計画改訂スケジュール ○ 資料3 災害時要援護者の福祉救護対策の拡充について ○ 資料4 平成24年度杉並区地域自立支援協議会の取り組みについて ○ 資料5-1 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱 ○ 資料5-2 杉並区障害者福祉推進協議会と地域自立支援協議会イメージ図 ○ 資料6 杉並区の障害者虐待防止に向けた取り組みについて
会議次第および要旨		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 新任委員および幹事の紹介(異動により1名交代) 3 保健福祉部長挨拶 4 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度制度改正に係る区の動き(資料1-1～3) ・ 保健福祉計画策定について(資料2) ・ 災害時要援護者対策について(資料3) ・ 第1回杉並区地域自立支援協議会について(資料4) <p><質疑応答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハート購入法は、物品だけではなく「役務」も対象とされている。自治体レベルの取り組みであれば大きな動きになると思うが、区の計画はどうか。 ⇒調達方針の策定を検討中であり、区役所経理課等とも検討をしていきたいと考えている。 ・ 自立支援協議会の法定化については期待するところだが、運営や検討内容が障害者団体からは見えにくい。委員に当事者をもっと入れてほしい。 ⇒第4期にむけて協議会のあり方を検討しているところ。検討結果に添って委員の選定を考えていきたい。 ・ 災害時要援護者対策について、前年度は二次救援所の充実を図るとされていたが、方向性が変わっているのか。 ⇒救援所と限定するのではなく、各個人の状況や家屋の倒壊状況なども加味して柔軟な対応が必要であると思われる。多くの障害者が自宅で過ごすこともあると考えると、安否確認や支援体制など幅広く考える必要がある。

5 議題

「障害者福祉推進協議会と自立支援協議会の役割と連携について」

- ・自立支援協議会、障害者福祉推進協議会について（資料5-2）
- ・障害者虐待防止対策への取り組みについて（資料6）

両協議会の位置づけや役割について再度検討確認していただきたい。

<意見交換>

- ・障害者虐待防止法については、病院と学校が抜けているが、どう考えるか。
- ・虐待は意図的、継続的なものと捉えている。パニック対応として、自傷他害防止のやむをえない抑制については、慎重な議論が必要。個人的には学校も通報の対象となっても良いと考えるが、それにより説明責任が課せられることが重要。過去に虐待事案もあるので、職員のモラルを高める必要がある。
- ・保護者は、障害者本人と自分を一体化しているところがある。心理的虐待、ネグレクトについては見えにくいし、自覚しにくい。家族の中で起きることなので、なかなか外部に相談しにくい。そのため会員からの相談を受けることも多い。家族は大変な介護負担があり、話を聞いてあげることが大切。
- ・区の窓口体制はいかがか？ 特に夜間についての体制はいかがか？
⇒相談支援体制の中で検討して行きたい。主に日中の活動になると思うが、夜間でも緊急の場合は体制を考える必要があると認識している。
- ・ご本人やご家族の夜間の不安や緊急対応については、東京都の医療情報サービスセンター「ひまわり」等の夜間（電話）相談の活用を視野に入れてよいと思うが、むしろ重要なのは平常時のかかわり、予防的なかかわりが大切。
- ・虐待の加害者側も「支援の届かないための被害者」でもある。介護者や、サービス提供者への支援も必要だと思う。
- ・このように虐待防止対策については関心の高いところであり、関係機関もそろっているので本協議会にも報告をし、意見を参考にしてもらいたい。
- ・自立支援協議会は、実質的な課題を共有し、支援のネットワークを作っていく。当協議会は施策や区の方針に大局的な視点での意見をだすところではないか。
- ・当協議会は、地域団体や関連行政機関の出席が特長的。まちづくりや計画、区民啓発など総合的な議論をする役割でないか。役割が違うので、今後自立支援協議会の報告をもう少し丁寧に行う必要がある。
- ・本協議会は、杉並区独自のものか？ 近隣区では、自立支援協議会委員の半数ほどが障害当事者のところもあると聞いている。
- ・自立支援協議会も、障害特性をもう少し配慮した委員を検討してほしい。
- ・自立支援協議会が法定化されても、自治体でかなり運営方法は異なる。都外では、相談支援部会では当事者の参加はなく、個別の相談支援の事例検討を行い、相談の評価をすること役割としている。地域の事情に応じて開かれている。

6 その他

- ・重度知的障害者ケアホーム「らいむ松庵」の開設について
- ・次回 日程等 10月中旬ころ